

助成金支給実績

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
令和7年8月27日		550,000円	電力小売業者/電気供給約款改定前に契約した消費者から改定後の電気供給約款に基づいた電気料金を支払わせていた事案の共通義務確認訴訟を提起した団体の被害回復関係業務
令和7年8月27日		450,000円	脱毛エステ(エステティックサロン)/契約後にアフターサービスをセルフサービスに変更されたため、契約代金の返還を求めた訴訟の控訴を行った団体の被害回復関係業務
令和7年8月27日		300,000円	探偵事務所/消費者契約法9条1項1号に反する調査委任契約の不当条項の是正の裁判外の申し入れを行った団体の差止請求関係業務
令和7年8月27日		300,000円	エネルギー販売・リース企業/消費者契約法9条1号に反する給湯機器等のリース契約後の中途解約時に、残リース料全額を損害金として支払う条項、及び消費者契約法10条に反する違約金の支払い条項是正等の裁判外の申し入れを行った団体の差止請求関係業務
令和7年8月27日		300,000円	美大受験実技指導予備校/美大入試コースの受講契約締結に際し、特商法42条に適合する内容の概要書面と契約書面を同条の規定する時期に交付すること、契約解除理由問わず受領金を返還しない条項の是正等の裁判外の申し入れを行った団体の差止請求関係業務
令和7年8月27日		300,000円	美容整形クリニック/消費者契約法8条1項1号及び3号と10条に反する、施術者及びクリニックへの損害賠償請求や訴訟の権利を放棄させる同意書の該当条項の削除を求め、削除された。是正等の裁判外の申し入れを行った団体の差止請求関係業務
令和7年8月27日		300,000円	教育サービス/学力判定テストや通信講座に関する中途解約及び返金条項を消費者契約法9条・10条に反しないよう裁判外の申し入れを行った団体の差止請求関係業務
令和7年8月27日		300,000円	通信販売事業者/特商法12条の6第1項の表示義務、第2項の消費者の誤認表示の禁止に反する申込確定画面をもつての契約締結停止を求め、申込確定画面が修正された。この裁判外の申し入れを行った団体の差止請求関係業務
令和7年8月27日		200,000円	スポーツクラブ/ホームページ及び配布チラシに記載されている解約金の金額について解除に伴う「平均的な損害」を超え、消費者契約法9条1項1号に反しているため是正を求め、記載内容が修正された。この裁判外の申し入れを行った団体の不当行為是正業務

計	9 団体	3,000,000 円	
法 人 名	特定非営利活動法人消費者スマイル基金		